

資料編

資料 1	災害廃棄物等の発生量の推計方法	資- 1
資料 2	災害廃棄物の処理可能量の推計方法	資- 6
資料 3	仮置場の必要面積の算定方法	資- 8
資料 4	仮置場の候補地	資- 9
資料 5	一次仮置場の設置・管理・運営に必要な資機材	資-10

資料1 災害廃棄物等の発生量の推計方法

1 災害廃棄物発生量の推計

(1) 災害廃棄物発生量

①推計式

$$Y = Y_1 + Y_2$$

Y：災害廃棄物全体量（トン）

Y₁：建物の解体に伴い発生する災害廃棄物（＝解体廃棄物）量（トン）

Y₂：建物の解体以外に発生する災害廃棄物量（トン）

$$Y_1 = X_1 \times a_{(\text{揺れ})} \times b_1 + X_2 \times a_{(\text{揺れ})} \times b_2 + X_3 \times a_{(\text{地震火災})} \times b_3$$

X₁、X₂、X₃：被害棟数（棟）

添え字 1：住家全壊 2：住家半壊 3：住家火災焼失

a_(揺れ)：地震（揺れ）による解体廃棄物発生原単位（t/棟）

a_(地震火災)：地震（地震火災）による解体廃棄物発生原単位（t/棟）

$$a_{(\text{揺れ})} = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$$

$$a_{(\text{地震火災})} = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$$

A₁：木造床面積（m²/棟） A₂：非木造床面積（m²/棟）

a₁：木造建物発生原単位（トン/m²） a₂：非木造建物発生原単位（トン/m²）

a₃：地震火災による木造建物発生原単位（トン/m²）

a₄：地震火災による非木造建物発生原単位（トン/m²）

r₁：解体棟数の構造割合（木造）（－） r₂：解体棟数の構造割合（非木造）（－）

b₁：全壊建物解体率（－） b₂：半壊建物解体率（－） b₃：火災焼失建物解体率（－）

$$Y_2 = X_1 \times CP$$

CP：片付けごみ及び公物等発生原単位（トン/棟）

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技 14-2】災害廃棄物全体量 推計式【1】の一部を改変しています。

②条件設定

資表 1－1 発生原単位等設定値

	設定項目	単位	設定値	出典
A ₁	木造床面積	m ² /棟	117.0	「令和 5 年度 固定資産の価格等の概要調査」（総務省）の木造、木造以外別の棟数及び床面積より算出
A ₂	非木造床面積	m ² /棟	310.3	
a ₁	木造建物発生原単位	トン/m ²	0.5	「災害廃棄物対策指針」技術資料【技 14-2】
a ₂	非木造建物発生原単位	トン/m ²	1.2	
a ₃	木造建物発生原単位（地震火災）	トン/m ²	0.3	0.5（木造建物発生原単位） ×0.66（木造減量率 34%）
a ₄	非木造建物発生原単位（地震火災）	トン/m ²	1.0	1.2（非木造建物発生原単位） ×0.84（非木造減量率 16%）
r ₁	解体棟数の構造割合（木造）	—	0.84	「令和 5 年度 固定資産の価格等の概要調査」（総務省）の木造、木造以外別棟数より算出
r ₂	解体棟数の構造割合（非木造）	—	0.16	
b ₁	全壊建物解体率	—	0.75	「災害廃棄物対策指針」技術資料【技 14-2】
b ₂	半壊建物解体率	—	0.25	
b ₃	火災焼失建物解体率	—	1.00	
CP	片付けごみ及び公物等発生原単位（地震（揺れ））	トン/棟	53.5	

資表 1－2 建物被害棟数

単位：棟

揺れ		液状化		土砂災害		地震火災
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失
11,623	5,573	65	1,761	2	4	5,066

注）災害廃棄物発生量の推計では、液状化と土砂災害による被害棟数は揺れによる被害棟数としてカウントしています。

出典：「阿賀野市地域防災計画」（令和 6 年 3 月 阿賀野市）

資表 1－3 災害廃棄物の組成（平成 28 年度熊本地震モデル解体）

	木造		非木造	
柱角材	18%	19%	0%	2%
可燃物	1%		2%	
不燃物	26%	81%	0%	98%
コンクリートがら	51%		93%	
金属くず	1%		3%	
その他	3%		2%	
合計	100%	100%	100%	100%

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技 14-2】

③推計結果

- ◆ 損壊建物等の撤去等に伴い発生する災害廃棄物は、2,178,922 トンと推計されます。これは、平時の一般廃棄物排出量（令和 5 年度：13,713 トン/年）の約 159 年分に相当し、大量の廃棄物処理が課題となります。
- ◆ 組成別では「コンクリートがら」の発生量が最も多く、1,257,672 トンと見込まれます。再生利用及び処理が課題となります。
- ◆ 「不燃物」の発生量は、475,877 トンと推計されます。これは、平時の不燃ごみ及び粗大ごみ排出量の合計（令和 5 年度：903 トン/年）の約 527 年分に相当します。そのため、破碎・選別施設及び最終処分場の処理先が逼迫することが想定されます。

資表 1－4 災害廃棄物発生量の推計結果

	全壊 (揺れ)	半壊 (揺れ)	火災焼失 (地震火災)	片付けごみ、 公物等	合計
災害廃棄物発生量 (トン)	953,182	199,442	400,883	625,415	2,178,922

資表 1－5 災害廃棄物発生量の推計結果（組成別）

単位：トン

	木造	非木造	木造＋非木造
柱角材	329,453	0	329,453
可燃物	18,303	6,973	25,276
不燃物	475,877	0	475,877
コンクリートがら	933,448	324,224	1,257,672
金属くず	18,303	10,459	28,762
その他	54,909	6,973	61,882
合計	1,830,293	348,629	2,178,922

（２）発災初動期における片付けごみ発生量

①推計式

$$C = (X_1 + X_2) \times c$$

C：片付けごみ発生量（トン）

X₁、X₂：被害棟数（棟） 添え字 1：住家全壊、2：住家半壊

c：片付けごみ発生原単位（トン/棟）

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技 14-2】片付けごみ発生量 推計式【2】の一部を改変しています。

②条件設定

資表 1－6 発生原単位設定値

	設定項目	単位	設定値	出典
c	片付けごみ発生原単位 (地震(揺れ))	トン/棟	2.5	「災害廃棄物対策指針」技術資料 技 14-2

③推計結果

- ◆ 片付けごみを粗大ごみと想定すると、その発生量は 47,570 トンと推計されます。これは、平時の粗大ごみ排出量（令和 5 年度：655 トン/年）の約 73 年分に相当し、迅速な処理が課題となります。
- ◆ 片付けごみは、発災直後や避難者の帰宅時に集中して排出されることが想定されるため、仮置場の確保や効率的な収集・運搬方法の検討が必要です。

資表 1－7 片付けごみ発生量の推計結果

片付けごみ発生量 (トン)	47,570
------------------	--------

2 避難所ごみ発生量の推計

①推計式

$$\text{避難所ごみの発生量（トン/日）} = \text{避難者数（人）} \times \text{発生原単位（g/人・日）} / 1,000,000$$

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技 14-3】避難所ごみ発生量の一部を改変しています。

②条件設定

資表 1－8 発生原単位等設定値

設定項目	単位	設定値	出典
避難者数	人	22,740	「阿賀野市地域防災計画」（令和 6 年 3 月 阿賀野市）
発生原単位	g/人・日	674.9	「阿賀野市一般廃棄物処理基本計画」（令和 7 年 3 月 阿賀野市） 家庭系収集ごみの 1 人 1 日あたり排出量（粗大ごみ除く） 家庭系ごみ：719.5g/人・日（令和 5 年度） 粗大ごみ：44.6g/人・日（令和 5 年度）

③推計結果

- ◆ 避難所ごみは、15.3 トン発生するものと推計されます。これは平時の家庭系ごみ（粗大ごみを除く）排出量（令和 5 年度：1 日あたり排出量約 27.0 トン）の約 57%に相当します。

資表 1－9 避難所ごみ発生量の推計結果

避難所ごみ発生量 （トン/日）	15.3
--------------------	------

3 し尿収集必要量の推計

①推計式

し尿収集必要量（kL/日）

$$= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times \text{1 人 1 日平均排出量} / 1,000$$

$$= (\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \times \text{③1 人 1 日平均排出量}$$

- ① 仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

$$\text{断水による仮設トイレ必要人数} = \{ \text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口}) \} \\ \times \text{上水道支障率} \times 1/2$$

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数（下水道人口、浄化槽人口）

総人口：水洗化人口 + 非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1/2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち 1/2 の住民と仮定。

- ② 非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取人口 - 避難者数 × （汲取人口 / 総人口）

汲取人口：計画収集人口

- ③ 1 人 1 日平均排出量 = 1.7 L / 人・日

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技 14-3】し尿収集必要量の一部を改変しています。

②条件設定

- ◆ 避難所では一度に多くの人を収容するため、既存のトイレだけでは対応が難しいと想定されます。断水の影響を考慮し、避難所に避難するすべての住民が仮設トイレを利用すると仮定します。
- ◆ また、断水によって水洗トイレが使用できなくなった在宅住民についても、仮設トイレを利用すると仮定します。
- ◆ 仮設トイレを利用する在宅住民の割合は、断水によって上水道の利用が困難な世帯の半数と仮定します。残り半数の在宅住民は、給水や井戸水などで用水を確保し、自宅のトイレを使用すると仮定します。

資表 1－10 設定値

設定項目	単位	設定値	出典
避難者数	人	22,740	「阿賀野市地域防災計画」（令和 6 年 3 月阿賀野市）
水洗化人口	人	31,363	「阿賀野市一般廃棄物処理基本計画」（令和 7 年 3 月 阿賀野市） 公共下水道人口※：28,725 人（令和 5 年度） 合併処理浄化槽人口：2,638 人（令和 5 年度） ※農業集落排水処理人口を含みます。
総人口	人	39,584	住民基本台帳人口（令和 6 年 3 月末日）
上水道支障率	－	0.977 (97.7%)	「阿賀野市地域防災計画」（令和 6 年 3 月阿賀野市）
汲取人口	人	2,009	「阿賀野市一般廃棄物処理基本計画」（令和 7 年 3 月 阿賀野市） し尿収集人口：2,009 人（令和 5 年度）

③推計結果

- ◆ 発災 1 日後のし尿収集必要量は、51.2kL と推計されます。これは、平時のし尿処理量（令和 5 年度：1 日あたり処理量約 22.6L）の約 2.3 倍に相当し、迅速な処理体制の確保が課題となります。
- ◆ し尿収集は専用車両（バキューム車）が必要であり、車両台数の不足や収集運搬ルートが課題となるため、事前の検討が必要です。
- ◆ 発災直後は、断水や避難所の開設により仮設トイレの不足が懸念されるため、簡易トイレ等の備蓄を進める必要があります。

資表 1－11 し尿収集必要量の推計結果

し尿収集必要量 (kL/日)	51.2
-------------------	------

資料2 災害廃棄物の処理可能量の推計方法

1 焼却処理施設

①推計式

$$\text{処理可能量 (トン/年)} = (\text{日処理能力 (トン/日)} \times \text{年間稼働日数 (日)} - \text{年間処理実績 (トン/日)}) \times \text{市町村按分率}$$

②条件設定

資表2-1 設定値（クリーンセンターあがのがわ）

設定項目	施設名称		出典
	単位	設定値	
日処理能力	トン/日	117.1	公称能力（122 トン/日）に対して調整稼働率（96%）を踏まえて設定。
年間稼働日数	日/年	300	災害時の緊急対応として 300 日を設定。
年間処理実績	トン/年	32,490	本計画策定時点、クリーンセンターあがのがわは稼働していないため、構成市町村の焼却処理量を設定。 「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省） 阿賀野市：11,971 トン/年（令和4年度） 五 泉 市：17,321 トン/年（令和4年度） 阿 賀 町： 3,198 トン/年（令和4年度）
市町村按分率	—	0.368 (36.8%)	上記焼却量の比率を設定。 五泉市 53.4%、阿賀町 9.8%

資表2-2 設定値（阿賀野市環境センター）

設定項目	施設名称		出典
	単位	設定値	
日処理能力	トン/日	57.6	公称能力（60 トン/日）に対して調整稼働率（96%）を踏まえて設定。
年間稼働日数	日/年	300	災害時の緊急対応として 300 日を設定。
年間処理実績	トン/年	0	令和7年3月で受入停止となる。
市町村按分率	—	1.000 (100.0%)	本市所管施設。

③推計結果

- ◆ 損壊家屋の撤去等で発生する柱角材が 329,453 トン、可燃物が 25,276 トン（資表1-5 参照）発生すると想定されます。一方、既存焼却施設での処理可能量は 18,252 トン/年であり、焼却処理には約 19.4 年を要します。処理期間を 3 年とした場合、処理能力が大幅に不足することが課題です。
- ◆ 家屋の柱はリサイクル材としての価値が高いため、極力マテリアルリサイクルを進めることが求められます。また、合板くずや小片木くずはサーマル原料等として利用することも重要です。

資表 2-3 処理可能量の推計結果

施設名称	処理可能量（トン/年）
クリーンセンターあがのがわ	972
阿賀野市環境センター ^{注)}	17,280
合計	18,252

注) 令和7年3月に受入停止。稼働停止から時間が経過するにつれて、施設の再稼働に要する時間が増加することに留意する必要があります。

2 破碎・選別施設

①条件設定

破碎・選別施設「クリーンセンターあがのがわマテリアルリサイクル推進施設」の災害廃棄物処理可能量について、「災害廃棄物対策指針」技術資料 技 14-4 を参考に検討しました。検討には、同資料に示されている資表 2-4 の試算シナリオ※を用いましたが、以下のとおり、当該施設はいずれのシナリオにも該当しませんでした。

※現状の稼働（運転）状況に対する負荷を考慮して安全側の検討となる低位シナリオから災害廃棄物等の処理を最大限行うと想定した高位シナリオ、また、その中間となる中位シナリオが設定されており、処理可能量の試算に使用されます。

クリーンセンターあがのがわマテリアルリサイクル推進施設の処理能力：10t/日

低位シナリオ、中位シナリオ：処理能力が不足しています。

高位シナリオ：処理能力が 10t/日で、シナリオに示される処理能力を満たしていますが、構成市町村で処理量を按分する必要があるため、本市が使用できる実質的な処理能力は 10t/日を下回っています。

資表 2-4 試算シナリオの設定（一般廃棄物の破碎・選別施設）

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
稼働年数	20 年超の施設を除外	30 年超の施設を除外	制約なし
処理能力(公称能力)	50t/日未満の施設を除外 (全施設の約 70%を除外)	30t/日未満の施設を除外 (全施設の約 50%を除外)	10t/日未満の施設を除外 (全施設の約 20%を除外)
処理能力(公称能力) に対する余裕分の割合	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし
年間処理量（実績） に対する分担率	最大で 5%	最大で 10%	最大で 20%

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料 技 14-4

②推計結果

- ◆ 以上の検討結果から、当該施設では災害廃棄物の処理能力は不十分であると判断され、追加の処理手段や広域的な対応が必要となります。

資料3 仮置場の必要面積の算定方法

1 仮置場の必要面積の算定

①推計式

面積 (m²) = 集積量 ÷ 見かけ比重 ÷ 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合)

集積量 (トン) : 災害廃棄物の発生量 - 処理量

処理量 (トン) : 災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間

見かけ比重 (t/m³) : 可燃物: 0.4 (t/m³)、不燃物: 1.1 (t/m³)

積み上げ高さ (m) : 5m 以下が望ましい

作業スペース割合 : 1 (100%)

注) 仮置場の必要面積は、廃棄物容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績では、廃棄物置場とほぼ同等か、それ以上の面積がこれらのスペースとして使用されました。そこで、仮置場の必要面積は廃棄物容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加えます。

出典: 「災害廃棄物対策指針」技術資料【技 18-2】

②条件設定

資表3-1 設定値

設定項目	単位	設定値	出典
災害廃棄物発生量 (可燃物)	トン	354,729	資表1-5 (柱角材及び可燃物の合計)
災害廃棄物発生量 (不燃物)	トン	1,824,193	資表1-5 (不燃物、コンクリートがら、金属くず及びその他の合計)
処理期間	年	3	本計画における災害廃棄物等の処理目標
積み上げ高さ	m	5	積み上げ可能な高さの最大値

③算定結果

- ◆ 市内で 2,178,922 トンの災害廃棄物が発生した場合、必要となる仮置場の面積は 678,714m² となります。
- ◆ 次項の資表4-1 に示すとおり、仮置場候補地の面積の合計は 207,850m² であり、仮置場面積は不足しています。

資表3-2 仮置場の必要面積の算定結果

必要面積 (m ²)	678,714 (約 67.9ha)
------------------------	-----------------------

資料4 仮置場の候補地

資表4-1 仮置場候補地リスト

No.	地区名	所在地	敷地面積 (m ²)		現在の使用用途
			幅(m)×長さ(m)		
1	安田	保田 4664	70 × 113	7,910	保田小学校グラウンド
2	安田	小浮 2443	70 × 120	8,400	旧大和小学校グラウンド
3	安田	六野瀬 1344	65 × 92	5,980	赤坂小学校グラウンド
4	安田	福永 1475	80 × 94	7,520	山手小学校グラウンド
5	安田	寺社甲 2009	80 × 103	8,240	旧寺社小学校グラウンド
6	安田	保田 4419	75 × 130	9,750	安田中学校グラウンド
7	安田	保田 4807	90 × 90	8,100	城ノ内野球場
8	安田	新保地先	150 × 350	52,500	安田橋運動公園
9	京ヶ瀬	姥ヶ橋 739	80 × 100	8,000	京ヶ瀬中学校グラウンド
10	京ヶ瀬	前山 305-1	70 × 100	7,000	前山小学校グラウンド
11	京ヶ瀬	駒林 5050	40 × 80	3,200	県立駒林特別支援学校グラウンド
12	京ヶ瀬	京ヶ瀬工業団地 3610-154 地先 (阿賀野川堤防脇)	30 × 30	900	阿賀野川防災ステーション
13	水原	岡山町 4-35	100 × 50	5,000	水原小学校グラウンド
14	水原	南安野町 7-1	100 × 50	5,000	安野小学校グラウンド
15	水原	野地城 259-2	100 × 50	5,000	堀越小学校グラウンド
16	水原	東町 995	100 × 50	5,000	分田小学校グラウンド
17	水原	学校町 9-9	100 × 50	5,000	水原中学校グラウンド
18	水原	学校町 3-9	100 × 50	5,000	阿賀野高等学校グラウンド
19	笹神	山崎 1443-1	100 × 75	7,500	笹岡小学校グラウンド
20	笹神	山倉村 107	110 × 75	8,250	神山小学校グラウンド
21	笹神	笹岡 200	200 × 90	18,000	笹神中学校グラウンド
22	笹神	大室宇大室山国有林	90 × 40	3,600	旧五頭高原スキー場駐車場
23	笹神	笹岡字中ノ沢	130 × 100	13,000	阿賀野市最終処分場
計				207,850	

資料5 一次仮置場の設置・管理・運営に必要な資機材

資表5-1 一次仮置場における必要資機材

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	マグネット付のバックホウ等	敷鉄板の敷設		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	マグネット、スケルトン			○
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの防止		○
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
	掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		○

出典：「必要資機材」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 17-1）

【設置】

・敷鉄板、砂利

重機での作業や大型車両が走行できるよう、またぬかるみを防止するため、敷鉄板や砂利等を敷設する。



・マグネット等付のバックホウ

敷鉄板を車両から吊り下げて荷下ろしし、地面へ敷設する。仮置場における金属の分別にも利用する。



・出入口ゲート、チェーン、南京錠

保安対策（侵入防止）、不法投棄の防止、盗難防止を目的に、仮置場出入口にゲートを設け、人や車両の出入りを管理する。夜間はゲートを閉め施錠する。



・案内板、立て看板、場内配置図、告知看板

運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分、場内の配置及びお知らせ、注意事項などを表示するため、案内板や立て看板、場内配置図、告知看板を設置する。



出典：「必要資機材」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 17-1）

- ・コーン標識、ロープ

廃棄物を種類別に仮置きする区域及び車路等を示す。また仮置場での事故防止のため、重機の稼働範囲をコーンで囲うなど、立ち入り禁止区域を設けて、安全管理を徹底する。

- ・受付（受付用紙等の備品を含む）

住民等が一次仮置場へ災害廃棄物を搬入する際に受け付けるための設備。簡易なテントを設置する場合や、スペースの状況によっては受付職員を配置するのみの場合もある。受付を効率的に行える形式とする。



【処理】

- ・フォーク付のバックホウ等

廃棄物の粗分別や粗破碎、積み上げ、搬出車両へ積み込み等を行う。



- ・マグネット、スケルトン（写真はスケルトン）

バックホウやショベルカーなどのアーム（腕のように伸びた部分）の先端に取り付けるアタッチメント。マグネットは金属の分別に利用する。スケルトンは、バケットで底板部がマス目状になっているもの。土砂中の岩石の選別、セメントのかく拌などに使用される。



- ・移動式破碎機

処理先の要望に応じて、木くずやコンクリートガラ等を一定の大きさに破碎する。一次仮置場に設置したほうが効率的・処理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



- ・運搬車両

(バックカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等)

仮置場へ災害廃棄物を搬入する。

処理先へ災害廃棄物を搬出する。

アームロール車は荷台をコンテナ替わりに使うことも可能である。



【作業員】

- ・保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓

仮置場の作業員は、アスベスト吸引防止のための保護マスク（国家検定合格品）や、安全対策（有害廃棄物、危険物対策、騒音対策）としてめがね、手袋、安全（長）靴（踏み抜き防止）、耳栓（必要に応じて）を装着して作業を行う。



- ・休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ

一次仮置場へ配置された職員や作業員が昼食をとったり休憩するためのスペース。一次仮置場の近傍にトイレがない場合は、仮設トイレを設置する必要がある。仮置場の規模等を勘案し、必要に応じて設置する。



- ・クーラーボックス

休憩時の飲料水を保管するため、必要に応じて準備する。

出典：「必要資機材」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 17-1）

【管理】

・簡易計量器

災害廃棄物の受入、選別後物の搬出時に計量を行うための設備。一次仮置場に設置したほうが管理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



・シート

有害廃棄物や危険物等の保管場所の土壌汚染を防止するため、シートを設置してから廃棄物を仮置きする。また、降雨により内容物が漏出する懸念があるものについては、ブルーシート等で覆う（可能ならば倉庫等に収容）等の対策を行う。また強風等による飛散防止にも活用できる。



・仮囲い

廃棄物の飛散防止や保安対策（外部からの侵入防止）、不法投棄や盗難防止のため、敷地の周囲に設置する。必要に応じて、仮囲い上部に防塵ネットを設置する。人家等に近接する場合には、騒音の低減や景観に配慮する。



・飛散防止ネット

廃棄物の飛散防止を目的に設置する。



出典：「必要資機材」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 17-1）

・防塵ネット

廃棄物の飛散防止や粉じん対策として設置する。



・タイヤ洗浄設備、散水設備、・散水車

処理施設から場外への粉じんの飛散防止、運搬車両からの粉じんの飛散防止対策として、運搬車両のタイヤに付着した土を洗い流すための洗浄設備を設置する。また搬出入道路や場内道路に散水したり、ロードスweeper等により清掃する。



・発電機

電気が通っていない場所に仮置場を設置する場合、電灯や投光機、水噴霧の電力を確保するため、必要に応じて設置する。また休憩スペースにおける冷暖房の稼動用（猛暑・寒波対策）に必要なに応じて設置する。



・消臭剤

臭気対策として、悪臭の発生源に対して消臭剤を散布する。



出典：「必要資機材」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 17-1）

・殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤

害虫として、必要に応じて害虫の発生する箇所に殺虫剤、防虫剤を散布する。

また害獣対策として、必要に応じてねずみ駆除を実施する。



※災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、公益社団法人日本ペストコントロール協会、一般財団法人日本環境衛生センター及び公益財団法人におい・かおり環境協会などに相談ができる。

・放熱管、温度計、消火器、防火水槽

堆積物内部の放熱のため放熱管を設置したり、可燃物内の温度や一酸化炭素濃度の測定を行うことで、廃棄物の火災を防止する。また万一、火災が発生した場合に備え、消火器や防火水槽を設置する。



・掃除用具

仮置場及びその周辺の美観の保全を目的に、準備した掃除用具で掃除する。

出典：「必要資機材」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 17-1）

阿賀野市災害廃棄物処理計画

発 行：令和7年3月

編 集：阿賀野市 民生部 市民生活課

〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町 10 番 15 号

電話 (0250) 61-2473 E-mail shimin@city.agano.niigata.jp